

## 12世紀北フランスにおける私的な法行為の認証について

岡崎, 敦  
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/1468022>

---

出版情報 : 史淵. 151, pp.85-109, 2014-03-14. Faculty of Humanities, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

九州大学大学院人文科学研究院  
『史淵』第151輯 抜刷  
2014年3月発行

## 12世紀北フランスにおける私的な法行為の認証について

岡崎 敦

# 12世紀北フランスにおける私的な 法行為の認証について

岡 崎 敦

## 序

西欧中世において、私的な法行為の効力の保証については、多様なやり方が試みられ、そのうちのいくつかは公的に制度化された。南の地方の公証人制度、北の地方の都市キログラフ、さらに非訟裁判権制度は、そのもっとも明瞭なものである。なかでも、第三者の私的な法行為を、みずからが発給する文書によって告示する制度である非訟裁判権は、一般に、その主体が同時に訴訟事項においても卓越した裁判権を持つことから、「公的」と呼びうる権威として承認された存在によって担われたと考えられる<sup>(1)</sup>。この際、この「公証」制度が、まず教会、とりわけ司教権威のもとで準備され、ついで王権によって模倣されていったことを考えれば<sup>(2)</sup>、この制度の発展にとって教会がもった意義の大きさが理解されるであろう。ところで、一般に教会代理判事 officialのもとで担われていたとされる教会非訟裁判権は、これに先立って、12世紀後半の司教自身発給になる文書にすでにその姿が明瞭に現れていたことが確認されてきた。そして、その背景として、一方では、学識法の発展とその現場における適用の努力、他方では、この制度を機能させる官僚スタッフの司教周囲での成長がある<sup>(3)</sup>。

以上の状況と経緯については、私自身、12世紀から13世紀はじめのバリ司教座教会を対象に、教会非訟裁判権制度の発展を跡づけてきた。そこでは、12世紀中葉以後、とりわけ司教文書をはじめとする教会文書形式の発展、および非訟裁判権制度を担う司教側近グループの制度化の二点において、かなり明瞭

な整備の過程が確認された。この点自体は、教会、さらには教会が意識的に追求した文書制度の発展史という文脈では、後に述べるような同時期進行したさまざまな変革と軌を一にした動きであると考えられる<sup>(4)</sup>。

他方、最近、中世末期の公証制度を対象とする研究が活性化しているが、ここでは、王権のタペリオン制度であれ、都市キログラフや箱文書制度であれ、運用の実態が実に多様であったこと、さらに、同一地域、都市において、常に複数の公証制度が共存していたことに、あらためて注意が喚起されている<sup>(5)</sup>。事実、私的な法行為の効力の保証に際しては、当事者間の合意やその文書化から、第三者による認証、公的と呼びうる権力、権威の介入など、さまざまな形式がありえ、また、その文書化についても、形式、機能の両面で、実に多様であった。このなかにあつて、教会の非訟裁判権は、遺言のみをもっぱら取り扱うなど、中世末期には機能を低下させたとされる一方で、これを担う制度、および関係の文書形式の画一性が、12世紀末の時点ではほとんど完成を見せていたという点で、その先進性がひとときわ際立って見える<sup>(6)</sup>。

最後に、12世紀に進行したとされる私的な法行為の文書化は、文書オリジナル自体のあり方と、とりわけその効力の根拠の一新と無関係ではなかったことを指摘しておかねばならない。一般に、法行為は文書なくしてもその効力を持ち得たとされるが、私文書の形式的特徴として証人の列挙があげられるように、私的な法行為の場合には、第三者の立会い、認証が重要であったとみなされてきた。しかしながら、12世紀を通じて、文書の効力保証の要件として印章が決定的な地位を勝ち得たことから、同世紀末から13世紀初頭にかけて、文書から証人がいっせいに消えるに至った。同時に、文書形式全般は、学識法の影響が明瞭な特徴的な文言を次第に増加させながら、全般的には、規格化、簡素化の道を歩む<sup>(7)</sup>。そして、繰り返すが、この動きがもっとも典型的に現れ、変容の過程が明瞭に追跡可能なのが教会文書なのであった。しかしながら、ますます学識的な色彩を濃くする文書の世界<sup>(8)</sup>と、口頭所作儀礼とその社会的認知を基盤とする私的な法行為の世界が、その展開において常に連動していたか否かについては、いわば議論の外に置かれてきたともいえる。

そもそも、12世紀に教会が管轄し得ていた私的な法行為の世界とはどのようなものであったのだろうか。実は、この問題についても、私はかつて、12世紀のパリ司教による告示文書（非訟裁判権文書）に現れる内容（法行為の主体、受益者、法行為の対象となる物件・諸権利の性格、それらの所在地など）について包括的な検討を加えたことがある<sup>(9)</sup>。そこでは、確かに、12世紀中葉にすでに、大半の文書において、俗人一般による、かなり些細な財産、諸権利の移動が問題となっており、司教の公証制度は社会の相当深部に達していたとも推測出来る根拠がある。しかし、そこでも受益者は教会のみであったのである。このこと自体、史料伝来の性格から必然であるにせよ、当時文書を作成し得たのが事実上教会人に限られていたことを考えれば、文書の世界が教会の外ではどの程度の広がりや深さをもっていたのかが、あらためて問われる。本稿では、とりわけ、私的な法行為の効力の保証とその文書化の問題を、俗人たちの関与にとりわけ注目して再検討し、あらためて教会の介入の意味を問いなおすことを目標としている。

## 1. 12世紀中葉のパリ司教非訟裁判権文書における俗人第三者の介入状況

私は、かつてパリ司教文書における告示文書（非訟裁判権）形式の整備過程を追跡することを目的として、12世紀後半に見られる急速な整備と対比させるかたちで、1172年、1140年ごろおよび1170年の司教文書を紹介したことがある<sup>(10)</sup>。そこでは、古い口頭証言と新たな文字化の二つの動きの確認の上で、新しい告示文書形式が、口頭世界を圧倒していく様子の検証が目的であった。今回、これら3文書を、別の観点、すなわち、どのような人間がどのような資格で登場しているかに注目して再検討してみよう。

1172年文書は、ジャン・パプロンというある俗人が、サン＝ヴィクトル教会のために、後者がヴィレールのデキマに持っていた穀物、および彼が当該デキマに持っていたブドウ酒を、ソワソン司教ユークに売却した行為を、司教が告示したことを記載している。この法行為について、まずパリの司教館におい

て、ジャンが誓約を行い、同時に彼の親族たちが同意を誓約している。文書中では、その後、証人が列挙される。続いて、この物件の封建宗主が同意と保証を誓約し、さらにこの件についての証人が同じく列挙される。さらに、ジャンによる当該物件についての、由来を異にする権利の売却が告示され、当該物件に同じく権利を有している者たちが、同じく同意と保証を誓約する。最後に、封建関係における関係者の同意が、新規および繰り返し言及される。文書は最後に、証人の列挙で締められる<sup>(11)</sup>。

1140年ごろの文書は、司教によるアチス小教区教会の創建とそのサン＝ヴィクトル教会への委任を内容とするが、文書後半では、この教会に諸権利を有していたある俗人領主の寄進が複数列挙されている。そこでは、まず法行為の主体であるアルバールおよびアンス夫妻の行為が複数語られた後、その都度、当該物件についての封建宗主たちの同意と、証人の列挙が繰り返される。文書は、最後に、定型的な書式のコロボラチオで終わる<sup>(12)</sup>。

文書末に1170年という日付を持つ文書では、複数の俗人たちによるサン＝ヴィクトル教会へのブドウ畑、および耕地の売却が告示されるが、これらの法行為、さらには同意・保証の誓約は、複数の異なる場所でなされたことが個々言及されている。まず「パリの王宮」で行われたギイ、およびその兄弟と母による寄進が告示され、その後、封建宗主ミロの合意の誓約が続き、最後に証人が列挙される。続いて、親族の複数の誓約が「ノートル＝ダム教会の参事会員居住区内の家において」なされたとあり、その後証人が列挙される。さらに、「パリの新しい司教館において」保証人の設定と同意が証人の前でなされた後、文書の最後で、主要な3名の行為主体が、「サン＝ヴィクトル教会において」売却全体をあらためて保証し、さらに別個に証人欄が書かれている。文書は、短いコロボラチオと日付定式で終わる<sup>(13)</sup>。

以上のように、これらの文書においては、口頭の法行為の様子が文書にかなり忠実に再現されているとみなしうる。そして、俗人の私的な法行為（ここでは、教会への寄進）に際して、法行為の主体を除けば、おおよそつぎの三種類の人間集団が関与していたと考えることができる。第一は、法行為の主体の親

族であり、彼らは、当該物件・諸権利に関して、いわば潜在的な権利を有する人間たちであった。第二は、ここで明確にその理由が記されているのは封建宗主のみであるが、なんらかの理由で、当該諸権利の移動について同意を確保せねばならない人間たちである。重要なのは、彼らは問題の法行為について、みずから保証の誓約を行うことを要求されていた点で、つぎの証人とは決定的に異なる取り扱いを受けている。最後は、単なる列挙として現れる証人であり、聖俗さまざまな人間集団からなるが、このなかには、あきらかに司教側の聖職者、役人等もみえること、法行為と文書作成とが別の場で行われたと考えられるケースもあることから、法行為の主体とは無関係な人間でもありえた。そして、繰り返すが、証人は、問題の法行為に対して誓約をもって責任を担う主体とは区別されていることから、文書本文に現れる保証者とは関与のあり方が別であったと考えられる。

とりわけ興味深いのは、文書の価値が高まりつつある12世紀の文書にこそ、法行為の当事者以外の人間、つまり、法行為の当事者の親族、当該法行為に関連してみずから誓約を行うなんらかの関係者、さらには法行為あるいはその文書化に立会う証人たちが言及されることが非常に多いという事実である。そして、最終的には、このよういわば現場の関係者の保証を無用としたのが、印章のみによって効力が保証される新しい文書形式の定着であったとするのが、従来の文書論の骨子であった<sup>(14)</sup>。また、教会の制度においては（さらに、これを模倣したとされるパリのシャトレの制度でも）、法行為の当事者の誓約を受入れるのは、当局側のいわば役人であり、いわば、制度が人間関係に優越する構図が現れる。しかしながら、13世紀末に設けられ、その後地域によって独自のやり方で発展したタベリオン制度においては、現場で法行為を受入れるのは、地元の有力者がまず想定されていたとみなしうる<sup>(15)</sup>。それでは、教会の公証制度確立からタベリオン制度設置までの約100年間、地元の関係者、有力者は、私的な法行為の認証から排除されていたのだろうか。

## 2. 12世紀パリ地方における私文書 ―サン＝マルタン＝デ＝シャン修道院文書

私的な法行為の社会的認証を、教会制度の外で観察することは、少なくとも12世紀以前の時期には非常な困難が伴う。言うまでもなく、この時期には、文書資料は事実上教会以外からは伝来していないからで、私たちが見ているのは、いわば教会の論理、教会が提示する世界にすぎないともいえる。しかしながら、少なくとも12世紀以降は、文書中に俗人の姿がより多様なかたちで現れており、前章で観察した合意や保証の誓約、証人列举もその現れの一つといえる。このような観点からの研究を行うためには、俗人発給の文書をはじめとして、断片的な情報を含め網羅的な資料調査が必要になるが、本稿では、この作業の一つとして、ある修道院が受益者として保存してきた資料群に限定して、多様な資料の類型、形式も含めた検討を行いたい。ここでは、俗人領主たちによる寄進や確認、さらに上級権力によるその認証などが大量に現れると予想できるからである。

ここで対象とするサン＝マルタン＝デ＝シャン修道院は、1060年ごろにフランス王アンリ1世によって在俗参事会教会として創建されたのち、1079年にその息子フィリップ1世がクリュニに委ねて修道院へと改革された教会である<sup>(16)</sup>。その文書資料は、オリジナルをはじめとする単葉の用紙、複数のカルチュレールなどのコピーや内部資料冊子など、比較的良好なかたちで国立文書館に保管されている<sup>(17)</sup>。他方、ジャン・ドゥポワンが全6巻におよび刊行した文書資料集は、この修道院の文書のみならず、関係所領の前歴に関する参考資料までも網羅するとともに、固有名詞について詳細な注記が施されている<sup>(18)</sup>。現在、中世パリ地方を研究する際、もっとも簡便に多様な文書資料を検討することができる刊行史料集であるが、本稿の検討目標との関係でも、相当数の俗人領主発給文書を含んでいることから、検討の対象として適当であると判断される。

サン＝マルタン＝デ＝シャン修道院はパリ右岸に位置し、のちにフィリップ・オーギュストの城壁によってパリ市内に取り込まれた。その所領群は、セヌ、マルヌ、オワーズ河流域を中心に、パリ周辺に展開しているが、とり

わけオワーズ河流域からピカルディ地方は関係の情報が多い。周知のように、この地方は、カペ王領、ノルマンディ公領、フランドル伯領にはさまれ、プロワ＝シャンパーニュ伯家系領邦を除けば、強大な政治権力が成長しなかったため、中小の領主たちが割拠していた。このことが、結果的に、この修道院文書資料に登場する俗人領主たちの多様性を保証することになった。

ところで、この文書集では、1200年までの資料について、総計566の資料番号が与えられている。このうち12世紀のものは、番号にして475を数えるが、このなかには修道院行政内部資料や死者記念ノティスなど、ここでの検討対象とはならない資料がある。また、12世紀の最初の四半世紀までは、俗人自身発給になる文書が必ずしも多くない。表1は、1121年から起算して20年ごとに、文書発給者、内容の類型を図表化したものである。ここからは、サン＝マルタン＝デ＝シャン修道院関係の文書について、以下の諸点を指摘することができる。

第一に、受益者から見た文書の類型として、以下の3つを区別しうる。一つは、修道院への財産、諸権利の譲渡、あるいは確認文書である。形式としては、証書、あるいはノティスの両者がある。つぎに、上級権威、つまり教皇、司教、王などが発給する包括的財産確認文書という類型がある。ここでは、関係の財産、諸権利のみが列挙される場合もあれば、前述の司教文書の場合のように、各物件の譲渡者や法行為の状況までもが記載されることもある。最後は、第三者の私的な法行為の告示、つまり非訟裁判権文書である。なお、かつて拙稿中で何度も強調したとおり、12世紀後半以降の第三者の行為の告示は、紛争調停およびその文書化と、事態の背景としても、また文書形式としても、密接に結びついていたと考えることができる。

第二に、12世紀後半、意外にも、文書の総数自体が急速に増えているとはいえないなか、世紀前半に比べて、明らかに関係の文書数が増加している要素がいくつかある。第一は、俗人領主発給の文書であり、かつごく少数とはいえ、そのなかには、告示文書が含まれる。第二は、告示文書の増加で、その担い手

表1

	1121-40	1141-60	1161-80	1181-1200
教皇	5	13	3	16
司教	23	43	27	31
SMC 院長	6	11	9	9
他教会 (人)	4	6	7	15
王・王妃	17	11	9	5
領邦君主	3	5	1	
領主	3	15	22	30
notice	4	13	9	12
計	65	117	87	118
譲渡	19	22	22	24
確認	23	35	14	22
合意		5	1	10
調停	2	10	12	19
告示	2	11	22	18
教会	1	10	18	15
俗人	1	1	4	3
財産確認	4	7	4	5
規定	2	4	1	6
その他	13	23	11	14

はもっぱら司教であった。修道院自身の紛争解決である合意文書も含めて、12世紀後半の文書とは、ますます私的な法行為の制御にかかわるという色彩を深めていったようにみえる。

以上を念頭において、以下、具体例を検討しよう。ここでの検討対象は、俗人領主個々の私的な法行為が具体的に記載されている文書で、1120年ごろから1200年までの合計112通である（添付資料リスト参照）。起点を1120年ごろとしたのは、注目に値する変容が析出できるのはこの時期以降であるからであるが、これは、印章付き文書と、口頭所作儀礼の法行為の世界が、真に拮抗し始めたのが、このころからであることと関係する。

### 3. 12世紀パリ地方における第三者の私的な法行為認証の諸形態

ここでの検討課題は、3つある。一つは、俗人による文書発給の進展の状況である。自身の名における文書発給や固有の印章の普及状況等が検討課題となる。第二は、俗人による非訟裁判権、少なくとも第三者の法行為の確認、認証についての情報である。第三は、俗人の法行為と教会との関係である。教会は、俗人たちの世界にどのように関与を深めていったのだろうか。

第一の検討課題は、俗人による法行為の文書化それ自体である。実は、11世紀以前に頻繁にみられたのは、法行為の主体が三人称で記されるノティスであり、ここでは、1116/23年の例を見よう。

Notum [sit] omnibus hominibus tam p. q. f. quod Milo Albus de Firmitate dedit monachis Sti Martini de Campis quicquid in villa que Vivarium nuncupatur [habebat]. Hoc vero donum concessit T. Blesensis comes, de cujus feodo erat, priori ecclesie Sti Martini, apud Latiniacum in camera G. abbatis. Si autem canonici supradicte ville Vivarii vellent eisdem monachis dare, vel aliqua conditione concedere et dimittere, hoc quod ibi habent, concessit similiter T. comes, ibidem audiente Galfredo Carnotensi episcopo et G. Latiniacensi abbate. <sup>(19)</sup>

ここでは、ある俗人の修道院への寄進に際して、封建宗主にあたるプロワ伯チボーが合意を与え、さらに、シャルトル司教と、当該法行為の直接の関係者であるサン＝マルタン＝デ＝シャン修道院傘下のラニイ修道院長が立会っている。

他方、1126/31年のコンピエーニュ参事会教会文書は、ジェラルド・ド・キャピによる、サン＝メダール・ド・キャピ教会（サン＝マルタン＝デ＝シャン傘下）のための寄進について、これをあらためて当該分院に所有権移転しながら、両教会の権益について調整するものであるが、そこでは、証人の列挙

に加えて、印章についてはコンピエーニュ教会の印章のみが付されている<sup>(20)</sup>。また、1134/43年の修道院長文書では、ある俗人女性の寄進が語られるが、このキログラフには修道院印章しか付されていない<sup>(21)</sup>。おそらく、この時期には、関係の俗人たちは、まだみずからの印章を有してはいなかったと思われる。

他方、1126/29年のプロワ伯チボー文書は、副伯の譲渡を、封建関係の理由から確認するものだが、文書末尾には、証人列挙の後に、この文書に印章を付した礼拝堂司祭ラウル、さらには文書書記ギョームの言及が見え、事実、オリジナルでのこる獣皮紙には、伯の印章が付されている<sup>(22)</sup>。しかしながら、ここで問題となっているのは、領邦君主クラスの領主である。

これに対して、1137/38年のユエグ・ティレル某は、修道院へ土地を寄進するに際して、領主クラスでありながら、その文書を自身の印章で固めたという<sup>(23)</sup>。ただし、文書の後半部分は、多数の証人記載でおおわれている。また、1144/45年のベアトリスの寄進を語るノティスには、失われたとはいえ、印章を付した痕跡が残っており、おそらく彼女自身の印章が付されていたものと推測されるが、ここでも同様に、文書末尾には証人が記されている。同様な（自身の印章と多数の証人）例は、12世紀後半を通じて俗人領主発給、あるいはその法行為を語るノティスでは、実は一般的によくみられる<sup>(24)</sup>。印章のみで証人欄が欠けている文書は二例しかない<sup>(25)</sup>。一方で、明らかに印章の痕跡がない文書は、それがノティスであれ、12世紀後半にはもはやみられない。

以上から、パリ地方において、修道院に寄進しうる階層の領主であれば、遅くとも12世紀半ばには、みずから固有の印章を持ち、その権威のもとでみずからの名の下に文書を発給しえたと考えられる<sup>(26)</sup>。そして、彼ら俗人領主発給、あるいは彼らの法行為を記した文書は、以前の時期に比べて数を増しているのである。

第二の問題は、俗人による第三者の法行為の告示、認証である。彼らは、封建関係その他の理由から、第三者の法行為に確認、あるいは承認を与えていたが、その行為は、司教による告示文書以外でも、法行為の主体自身が発給した

文書でも言及されえた。最初に見た1116/23年ノティスにおけるブロワ伯の場合もそうであり、1163年ごろのシャンピニ領主文書に、封建宗主がみずからの印章を付して、当該文書を固めているのも同様であると考えられる<sup>(27)</sup>。やや状況が異なるとはいえ、基本的に同じ構図と考えるのが、1141/43年の紛争調停ノティスである。これは、ワード・ペルスボという俗人領主と、サン＝マルタン＝デ＝シャン傘下の修道院サン＝マルタン＝ダシ教会との間の紛争を、王妃アデルが調停したもので、彼女自身の印章が、多数列举される証人とともに、この文書の効力を保証している<sup>(28)</sup>。

これに対して、彼ら俗人の確認、認証行為が、自身発給になる独立した文書でなされるケースがいくつか確認される。そのもっとも早い例は、実は、1169/70年のフランス王ルイ7世発給の文書である。その当該部分を示そう。

Noverint ergo universi tam presentibus quam futuris quod Milo Quorielis de Atteleio, in presencia nostra constitutus, se donasse recognovit Sancto Martino de Campis et ecclesie Sancti Arnulphi de Marreolis quicquid ipse habebat in magna et parva decima de Braia, perpetuo habendum... Nos insuper huic donacioni benigno favore assensum nostrum adhibentes, concessimus quod ecclesiam et monachos super hoc contra omnes, pro justicia, manu teneremus, salvo jure alieno...<sup>(29)</sup>

ここでは、告示の対象となる法行為がナラチオで語られた後、1人称のデイスポジチオにおいて王自身がこれに同意を与えているが、すぐ後にはコロボラチオが続くなど、全体としては、告示文書に形式的にも近づいている。

しかしながら、次に見る1174年ごろのモンモランシ領主文書に至れば、形式的にも、これは純粋な告示文書とみなしうる。

Ego Buchardus de Montemorenciaco notum facio tam presentibus quam futuris quod Frogerius cubicularius Domini Regis, et Aaliz, uxor ejus, decimam suam quam habebant apud Besunz, que etiam de feodo meo erat, ecclesie Sti Martini de Campis

concesserunt, in perpetuum possidendam. Quod ut in posterum inconcussam obtineat firmitatem, concessi et laudavi, concedente Willelmo de Cornillon in presentia mea, qui de me tenebat feodum illius decime ; et ut hoc ratum permaneat, scripto et sigillii mei impressione, cum testium subnotatione, firmavi. Hi sunt testes : Galterius de Grodoletto, Henricus de Masnil, Phillipus de Villatineosa, Ivo de Aneto, Paganus de Bosco, Rainaldus Bateste. <sup>(30)</sup>

同様の例は、さらに、1183/84年、1186/87年のガルランド領主文書にも見られるが<sup>(31)</sup>、注目すべきは、これらの文書は、使用されている専門用語、書式の両面で、同時期の司教発給の告示文書に、きわめてよく似ている点である。この点については、すでに別稿でも触れたが、少なくとも12世紀末から13世紀初めにかけて、モンモランシ家やガルランド家など、地域において相当程度の影響力を保持する一定ランクの俗人領主たちは、みずから固有の印章を有して、司教に比すべき形式の非訟裁判権文書を発給することがあり得たのである<sup>(32)</sup>。

最後の検討課題は、教会との関係である。教会は、伝統的に文字と特権的な関係を結んだだけでなく、とりわけ法行為の文字化を積極的に推進したことはよく知られている。それでは、俗人の私的な法行為、さらにはその文書化に、教会は、第三者としてどのように関与を深めたのだろうか。

前述の1116/23年のノティスには、当事者以外にシャルトル司教の立会いが記載されていたが、その事情、理由は定かではない（関係所領、対象となる教会のいずれもシャルトル司教区にはない）。他方、1119年のヴェルマンドワ女伯アデルのラン司教バルテルミ宛書簡では、彼女による修道院への寄進が告げられているが、重要なのは、この資料は、1129年に作成されたLiber Testamentorumと通称される修道院の事実上最初のカルチュレールに記載されて伝来するという事実である<sup>(33)</sup>。サン＝マルタン＝デ＝シャンでは、この書簡が一種の寄進文書として認識されていたと考えるのである。

しかしながら、1148/49年のノティスに至ると、ピエール・ド・ミリによる

サン＝トメール＝アン＝ショセ（サン＝マルタン傘下）への寄進を語りながら、それがボーヴェ司教ウードの面前で行われ、かつ修道院は、ピエールが司教に譲渡した物件を、司教からあらためて受け取ったと明記しているのである。オリジナルは遺失しているが、テキスト中には、司教の印章の予告のみが記されている<sup>(34)</sup>。興味深いのは、この文書は発給者をもたないノティスでありながら、1人称複数が使用され、それは明らかに修道士たちを指している。つまり、ボーヴェ司教の介入の重要性を強調しているのは、この文書を実際に準備した修道院なのである。同じ構図は、1149/62年のノティス（1人称は使用されていない）でも確認され、クレイユの騎士グンダクルのサン＝ニコラ＝ダシ修道院への譲渡は、ボーヴェ司教の面前での行為でなされ、印章は司教のそれのみ予告されているのである<sup>(35)</sup>。1154/59年のモンモランシ領主マチウ文書においては、本文中で自身の印章について告げながら、コロボラチオ部分ではパリ司教のそれのみが予告されている<sup>(36)</sup>。

これに対して、1183/84年および1186/87年のガルランド領主ギョームによる告示文書においては、法行為がサンリス司教の面前で行われたことが明言されながらも、文書有効性の標章としては、ギョーム自身の印章しか言及されていない<sup>(37)</sup>。すでに検討したように、12世紀末に至って、相当数の俗人領主たちはみずからの名のもとに文書を発給しており、それは固有の印章を手にしたことと無関係ではなかった。それでは、少なくとも俗人領主の一部は、この時期、教会の介入なく、第三者の法行為を確認、認証する方向を歩んでいたのであろうか。

この点で興味深いのは、修道院への俗人領主の行為を語る文書に対応して、当該法行為を、第三者が別途固有の文書で確認、告示している例の多さである。以下、関係の事例を列挙しよう。俗人の行為が、確認、告示、紛争調停の場合には、その旨を記している。

1137-38年ユーグ・ティレル某文書（SMC, no 238）：王文書（SMC, no 235）、パリ司教（SMC, no 236）、ルアン大司教文書（SMC, no 237）が確認

1137-38年ブロワ伯文書 (SMC, no 247) 確認：モー司教キログラフ文書による確認 (SMC, no 240)

1141-43年ノティス (SMC, no 264) 紛争調停：王文書による確認 (SMC, no 272)

1148年サン＝ドニ修道院長シュジェル文書 (SMC, no 309)：パリ司教 (SMC, no 308)、モンモランシ領主文書 (SMC, no 310。印章なし) による確認

1154-57年ムーラン伯文書 (SMC, nos 337, 338 339)：ルアン大司教 (SMC, no 343)、教皇による確認 (SMC, no 344)

1159-60年イスル＝アダム領主文書 (SMC, no 370)：ボーヴェ司教文書による確認 (SMC, no 479)

1166-67年サン＝ジェルマン＝デ＝プレ文書 (SMC, no 391) 紛争調停：パリ司教紛争調停文書 (SMC, no 392)

1169-70年レイ7世文書 (SMC, no 405) 告示：パリ司教文書による告示 (SMC, no 429)

1174年ごろモンモランシ領主文書 (SMC, no 424) 告示：王文書による確認 (SMC, no 425)

1175-76年イスル領主文書 (SMC, no 426) 確認：ボーヴェ司教による確認 (SMC, no 479)

1181-82年王のプテイエ文書 (SMC, no 462) 紛争調停：ランス大司教による紛争調停告示 (SMC, no 464)

1183-84年ガルランド領主文書 (SMC, no 467) 告示：サンリス司教文書が告示 (SMC, no 478)。

1190-91年ガルランド領主文書 (SMC, no 515)：王文書による確認 (SMC, no 516)

1192年オルネイ領主文書 (SMC, no 528)：司教文書が告示 (SMC, no 529)

1197-98年サン＝カンタン女伯文書 (SMC, no 556) 紛争調停：ソワソン司教による告示 (SMC, no 537bis)

以上のように、相当数の俗人領主の法行為、文書に関して、同じ法行為に対して、王、教皇、司教によって、別の文書が発給されているのである。これは何を意味するのであろうか。思い起こさねばならないのは、この時期、たとえ王文書であっても、文書を実質的に準備出来たのは教会人のみであり、固有の文書発給部局を有していた王やごく少数の領邦君主の文書を除けば、大多数の私文書は、おそらく間違いなく、受給者である教会機関自身によって準備されていたことである。そして、俗人領主発給の文書に加えて、当事者の教会人たちが、さらにしばしば上級の権威から別個の文書の発給を求めたとしたら、それは、彼らが「俗人領主発給の文書の効力を信頼していなかった」からであるとしか考えられない。とりわけ、告示および紛争調停について、俗人領主と司教の両者がほぼ同じ内容、文言の文書を発給しているなら、前者の価値は相対的なものに留まったであろうことは容易に推測される。

## おわりに

本稿の検討結果をまとめると、以下のとおりである。

1. 12世紀を通じて、俗人領主が固有の印章を有して、みずからの名前で文書が発給する動きが確認できる。
2. 12世紀末には、一部の有力領主のもとで、第三者の法行為を告示する文書、つまり非訟裁判権文書が現れ、そのなかには、当時教会で、その形式が完成に至りつつあった形式とほとんど変わらないものすら確認された。
3. 俗人領主自身の名による文書発給、さらには第三者の法行為の告示は、しかしながら、量的に増加せず、質的にも、俗人たちの文書に重ねるかのようには、同じ法行為に関して教会文書が発給されていた。彼らの文書は、当時大規模に展開していた司教による告示文書に匹敵する価値を有してはいなかったのではないかと考えられる。その原因は、なにより、この時期、俗人領主たちの文書を実際に作成、準備していた受益者たる教会機関が、彼らの文書の価値を相対的に低く見積もっていたからであろう。在地の修道院は、なにより、刷新されつつある新しい法理で武装され、それを実践の世界に適用させようとして

いた司教を要とする制度的教会を、現場の関係者たちからなる、いわば現場の人間関係よりも優越して信頼したことになる。

12世紀を通じて、当事者や誓約者、証人からなる現場の口頭の法行為をめぐる世界と、これを文書化し、かつその効力は印章のみで確保されとする法理とがせめぎ合い、最終的には、後者が勝利を収めた。この現象が、私的な法行為の認証という問題において、どのような意義を持つのかを、俗人領主の動きを追跡することで検討することが、本稿の目標であった。本稿の検討結果からは、在地の修道院は「普遍的」な制度的教会をなにより頼ったとする結論が導かれたが、さらに推測をたくましくするなら、教会の非訟裁判権は、結局、教会受益者をしか対象としえなかったとも考えられる。中世末期に、教会非訟裁判権は、もっぱら寄進に限定されたと説かれるが、そもそもからそうであった可能性すらある。他方、教会が介在しない私的な法行為の世界は、俗人のみによる公証制度が成立、普及するまでは闇に閉ざされている。しかしながら、印章の価値が決定的となるなか、文書テキストからは一旦消えていった法行為に関係するさまざまな人間たちの関与、つまり当事者をとりまく現場の人間関係を前提とした文書外の口頭所作儀礼の世界は、基本的にそのまま存続したと考えるべきではないだろうか。ここでも、変わったように見えるのは、現実そのものというよりも、資料のあり方なのである。たとえ、教会の法理と論理が、次の時代においては、制度と文書手続きにおいて決定的な意味をもったとしてもである。

## 注

- (1) 西欧中世の私文書や公証制度については、とりあえず、以下の文献を参照。DE BOUARD, A., *Manuel de diplomatique française et pontificale. t. II. L'acte privé*, Paris, 1948; BAUTIER, R.-H., *L'authentification des actes privés dans la France médiévale. Notariat public et juridiction gracieuse*, in *Notariado público y documento privado, de los orígenes al siglo XIV. Actas del VII congreso internacional de diplomática, Valencia, 1986*, Valencia, 1989, pp.701-772; ブノワ＝ミシエル・トック「西欧中世の私文書（10-13世紀）」、『史淵』144、2007年、77-107頁；岡崎教「中世ヨーロッパにおける私文書の公証 ―歴史的概観と研究の現状―」、人間文化研究機構

- 編『人間文化資源』の総合的研究 9-19世紀文書資料の多元的複眼的比較研究 2012年度年次報告書』所収 2013年、265-271頁
- (2) 前注にあげた文献の他、以下の文献を参照。DE BOUARD, A., *Etudes de diplomatique sur les actes des notaires du Châtelet de Paris*, Paris, 1910; CAROLUS-BARRE, L., L'ordonnance de Philippe le Hardi et l'organisation de la juridiction gracieuse, in *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 96, 1935, pp.5-48; CAROLUS-BARRE, L., L'organisation de la juridiction gracieuse à Paris, dans le dernier tiers du XIIIe siècle. L'Officialité et le Châtelet, in *Le Moyen Age*, 69, 1963, pp.417-435.
- (3) GUYOTJEANNIN, O., Jurisdiction gracieuse ecclésiastique et naissance de l'officialité à Beauvais (1175-1220), in M. PARISSÉ, éd., *A propos des actes d'évêques. Hommages à L. Fossier*, Nancy, 1991, pp.295-310.
- (4) 岡崎敦「パリ司教と教会訴訟外事項裁治権（12世紀）」、『七隈史学』4、2003年、1-17頁；岡崎敦「教会訴訟外裁治権の形成（12世紀）—パリ司教文書の分析—」、『史淵』147、2010年、141-171頁；岡崎敦「パリにおける教会非訟事項裁治権と司教代理判事制度の生成（13世紀はじめ）」、『史淵』150、2013年、95-128頁
- (5) ARNOUX, M., Essor et déclin d'un type diplomatique: les actes passés coram parrochia en Normandie (XIIe-XIIIe siècles), in *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 154, 1996, pp.323-357; TARBOCHEZ, G., Les protocoles des notaires et tabellions : une source sous-estimée de l'histoire de la Bourgogne médiévale, in *Annales de Bourgogne*, 71, 1999, pp.245-248; CLAUSTRE, J., éd., *La dette et le juge. Jurisdiction gracieuse et juridiction contentieuse du XIIIe au XVIe siècle (France, Italie, Espagne, Angleterre, Empire)*, Paris, 2006; CLAUSTRE, J., *Dans les geôles du roi: l'emprisonnement pour dette à Paris à la fin du Moyen Âge*, Paris, 2007; BRETTHAUER, I., Le rôle du tabellion dans l'élaboration des contrats. L'exemple d'un bail de métairie en Normandie (1371), in *Histoire & Sociétés Rurales*, 30, 2008, pp.91-103; FAGGION, L., MAILLOUX, A. et VERDON, L., éd., *Le notaire entre métier et espace public en Europe, VIIIe- XVIIIe siècles*, Aix-en-Provence, 2008; PONCET, O. et STOREZ-BRANCOURT, I., éd., *Une histoire de la mémoire judiciaire de l'antiquité à nos jours : [actes d'un colloque international organisé par l'institut d'histoire du droit et l'école nationale des chartes, 12, 13 et 14 mars 2008]*, Paris, 2009; POWER, D., En quête de sécurité juridique dans la Normandie angevine: concorde finale et inscription au rouleau, in *Bibliothèque de l'école des chartes*, 168, 2010, pp.327-371. 最後に最も重要な文献として、ARNOUX, M. et GUYOTJEANNIN, O., éd., *Tabellions et tabellionages de la France médiévale et moderne. Actes de journées d'étude organisées par l'Ecole nationale des Chartes et par l'université de Paris-Diderot Paris VII (23 et 24 septembre 2005 et 7 septembre 2007)*, Paris, 2011.
- (6) FOURNIER, P., Etude diplomatique sur les actes passés devant les officialités au XIIIe siècle, in *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 40, 1879, pp.26-331の古典的著作の他に、前掲ギョジャン（注3）、トゥク（注1）、岡崎（注4）の論考を参照。
- (7) 西欧中世の文書形式およびその効力の標章については、基本的な文書形式学概論のほか、印章論として、以下の文献を参照。とりわけ、非訟裁治権においては、それが「職

- 権印章」であることの革新性が強調される。BAUTIER, R.-H., *Origine et diffusion du sceau de juridiction*, in *Académie des Inscriptions et Belles-Lettres. Comptes rendus des séances*, 1971, pp.304-321; BAUTIER, R.-H., *Le cheminement du sceau et de la bulle, des origines mésopotamiennes au XIII<sup>e</sup> siècle occidental*, in *Revue française d'héraldique et de sigillographie*, 54/59, 1984/89, pp.41-84. また、中世初期から12世紀までの文書「オリジナル」の概念については、ロラン・モレル「〈文書オリジナル〉とはなにか —7-12世紀の文書史料に関するいくつかの指摘—」『史学』76-2/3、2007年、89-120頁、が重要な示唆を与える。
- (8) とりわけ、文書形式中、本文の末尾に置かれることが多い留保条項部分においては、12世紀末から13世紀はじめの時期に、法行為の瑕疵や効力の限定等についての事前解除に関わる細かな規定が、異常とも思えるほど繁茂していることは有名である。Cf. MEYNIAL, E., *Des renonciations au Moyen Age et dans notre ancien droit*, in *Nouvelle revue historique de droit français et étranger*, 24, 1900, p.108-142; 25, 1901, p.211-277, 657-697; 26, 1902, p.49-78, 649-710; 28, 1904, p.698-746; DE FONTETTE, F., *Recherches sur la pratique de la vente immobilière dans la région parisienne au moyen âge (fin Xe - début XIV<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 1957; VERCAUTEREN, F., *Note sur l'apparition des renonciations aux exceptions de droit romain dans les principautés belges au XIII<sup>e</sup> siècle*, in *Etudes historiques à la mémoire de Noël Didier*, Paris, 1960, pp.325-340; CARLIN, M.-L., *La pénétration du droit romain dans les actes de la pratique provençale (XI<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 1967.
- (9) 前掲拙稿「教会訴訟外裁判権の形成」(2010)
- (10) 前掲拙稿「パリ司教と教会訴訟外事項裁判権」(2003)
- (11) Arch.nat., L 908, no 41. 前掲拙稿「パリ司教と教会訴訟外事項裁判権」、9-10頁
- (12) Arch.nat., L 896, no 43. 前掲拙稿「パリ司教と教会訴訟外事項裁判権」、10-11頁
- (13) Arch.nat., S 2142, no 14. 前掲拙稿「パリ司教と教会訴訟外事項裁判権」、11-12頁
- (14) Cf. GUYOTJEANNIN, O., PYCKE, J. et TOCK, B.-M., *Diplomatique médiévale*, Turnhout, 1993, pp.86-92. ただし、この最新のマニュアルにおいては、この現象を不可逆的な発展、進化とする価値判断は注意深く避けられている。
- (15) タベリオン制度については、前注1および2に掲げた概論のほか、とくにカロルス・バレの諸論文(注2)と、2011年に刊行された研究集会録(注5)を参照。現地の名望家による受入については、ポーマノワールによってのみ伝来する、タベリオン制度創設のフランス王令においてすでに明確に見られる。BEAUMANOIR, P. D., *Coutumes de Beauvaisis*, éd. par A. SALMON, Paris, 1899, t. I, p.40 (chap. I, § 52).
- (16) サン＝マルタン＝デ＝シャン修道院については、とりあえず、SOHN, A., *Die Kapetinger und das Pariser Priorat Saint-Martin-des-Champs im 11. und 12. Jahrhundert*, in *Francia*, 25, 1998, pp.77-121を参照。
- (17) 国立文書館所蔵資料について、基本的に単葉の資料を収容するL 870から878、冊子形態についてはLL 1351-1402が、この修道院関係のフォンを構成する。
- (18) DEPOIN, J., éd., *Recueil de chartes et de documents de Saint-Martin-des-Champs*, Paris/Ligugé, 1912-21, 6 vol. (以下、SMCと略記して、当該文書番号のみを記す)

- (19) SMC, no 218. コピーのみ伝来。
- (20) SMC, no 191. なお、年代のないサン＝マルタン＝デ＝シャン修道院長文書は、この件についてのコンピエーニュ教会への礼状であるが、そこでは、参事会印章が付されたこの文書に言及し、サン＝マルタン＝デ＝シャン修道院印章でも固める、とある (SMC, no 192)。
- (21) SMC, no 261. オリジナルからは印章が失われているが、テキスト中では、修道院印章の予告しかない。
- (22) SMC, no 208.
- (23) SMC, no 238: “Concessi ergo monachis ex tunc et scripto presenti, quod mei sigilli caractere firmavi.” コピーのみ伝来。
- (24) SMC, no 283 Cf. SMC, no 298 (1140/47: エヴルー伯文書) ; no 314 (1148/49: ピュイゼ領主文書) ; no 372 (1160/61: ポーモン伯文書) ; no 393 (1166/67: モンジャイ領主文書) ; no 395 (1166/67: プロワ伯文書) ; no 397 (1155/68: ロシュフォール領主文書) ; no 436 (1173/77: ポーモン伯および女伯文書) ; no 482 (1173/86: ノティス) ; no 483 (1182/86: ノティス) ; no 503 (1189/90: パ領主文書) ; no 505 (1190: リュザルシュ領主文書)
- (25) SMC, no 407 (c1170: オルネイ領主文書) ; no 556 (1197/98: サン＝カンタン女伯文書)
- (26) 1165/66年のムーラン伯文書においては、キログラフに複数の印章が付されていたが (オリジナルは遺失しているが、13世紀のカルチュレールに、4つの印章が付されていたとの記載がある)、これらは、文書発給者ガルランにくわえて、その妻、息子たちのそれであったろう (SMC, no 386)。
- (27) SMC, no 378: “ego Hugo de Chaminiaco de cuius feodo res movet, presentem elemosinam presenti scripto et sigillo meo, eis confirmavi.” コピーのみ伝来。さらに、1186/87年の俗人領主の寄進を記載したノティスに、この行為に立会ったモンモランシ領主ブシャールの印章のみが付されていることも、同時期の教会人の印章使用を思い起こさせる (SMC, no 499)。岡崎敦「パリ司教座教会参事会の印章 (12世紀)」『西洋史学論集』39号、2001年、7頁
- (28) SMC, no 264.
- (29) SMC, no 405.
- (30) SMC, no 424.
- (31) SMC, nos 467 et 488.
- (32) 前掲拙稿「パリにおける教会非訟事項裁治権」(2013)、108-109頁
- (33) SMC, no 219.
- (34) SMC, no 313: “Hec acta sunt apud Stum Simphorianum Belvacensem, coram domino Odone, Belvacensi episcopo, in cuius manus ipse Petrus eand. elemosinam reddidit quam et nos de manu ejusdem. episcopi recepimus.”
- (35) SMC, no 376: “coram domno Henrico, Belvacensi episcopo, ecclesie Sti Nicolai jure perpetuo possidendam dereliquit.” コピーのみ伝来。
- (36) SMC, no 365. コピーのみ伝来。
- (37) SMC, nos 467 et 488. いずれもコピーのみ伝来。

資料リスト

年代	発給者	類型	主体
1120-19	Adele de Vermandois	書簡 (告示)	Adele de Vermandois
1123-16	notice	譲渡	Hyon le Blanc
1129-26	Thibaut IV, cmt. Blois	確認	Geoffroi de la Ferté-Ansoud
1131-26	Compiègne 参事会員	譲渡	Gerard de Cappy
1132	Louis VI	確認	Bouchard de Clamart, Jean le Noir
1133-32	Louis VI	確認	Eudes Percebot
1138-37	Louis VII	確認	Hugues Tirel
1138-37	Hugues Tirel	譲渡	Hugues Tirel
1138-37	Thibaut, comte Blois	確認	Gautier de Crecy
1143-34	Thibaut, prieur SMC	確認	Ausende
1143-38	Thibaut, prieur SMC	告示	Hugues de Brunoy
1143-41	notice	紛争調停	Eudes Percebot
1144	Eudes, prieur SMC	告示	Ouri de Corebie
1145-44	notice	譲渡	Beatrice de Rochefort
1146	Louis VII	確認	Adam de Villeron
1146-45	Galeran, comte de Meulan	譲渡	Galeran, comte de Meulan
1147-40	Simon, comte d'Evreux	確認	Amauri de Montfort
1148	Suger, abbé de St-Denis	確認	Mathieu Le Bel
1149-48	notice	譲渡	Pierre de Milly
1149-48	Ebrard du Puiset	確認	Ebrard du Puiset
1151	notice	譲渡	SMC
1151-50	Ebrard du Puiset	確認	Ebard du Puiset
1153-44	Adele, reine	確認	Barthelemy, prechantre de Senlis
1154-47	Galeran de Meulan	譲渡	Galeran de Meulan
1154-47	Galeran de Meualn	譲渡	Galeran de Meualn
1154-47	Galeran de Meulan	書簡	Galeran de Meulan
1154-47	Galeran de Meulan	書簡	Galeran de Meulan
1154-47	Galeran de Meulan	譲渡	Galeran de Meulan
1154-47	Galeran de Meulan	譲渡	Galeran de Meualn
1157-54	Galeran de Meulan	承認	Ouri le Concierge
1157-54	Galeran de Meulan	書簡	Galeran de Meulan
1157-54	Agnes de Meulan	書簡	Galeran de Meualn
1158-57	Symon, vicomte de la Ferté-Ancoul	譲渡	Symon, vicomte de la Ferté-Ancoul
1159-54	Mathieu de Montmorency	確認	Mathieu de Montmorency
1160-59	Henri, comte de Troyes	告示	Gervais de Chatillon
1160-59	Henri, comte de Troyes	譲渡	Henri, comte de Troyes
1160-59c	Adam de l'Isle-Adam	確認, 譲渡	Adam de l'Isle-Adam
1161-60	Mathieu II, comte de Beaumont	告示	Mathieu I, comte de Beaumont

受益者	オリジナル	刊本	印章
Bucilly (SMC)		SMC, no 219	
SMC		SMC, no 218	
SMC	S 1413, no 43	SMC, no 208	伯印章?
St-Medarde de Cappy	coll.Grenier, CXCVII, fol. 85	SMC, no 191	参事会印章
SMC	nouv.acq.lat., 2241, no 3	SMC, no 196	印章
St-Nicolas d'Acy		SMC, no 198	印章
SMC	K 23, no 2(2)	SMC, no 235	印章
SMC		SMC, no 238	俗人の印章
SMC		SMC, no 247	司教と伯印章
SMC	S 1359, no 27	SMC, no 261	院長印章
SMC		SMC, no 263	
SMC		SMC, no 264	王妃の印章
SMC	S 1333B, no 9	SMC, no 280	院長印章
Vieux-Crecy	K 23, no 11(4)	SMC, no 283	印章
SMC		SMC, no 290	印章
Gournay		SMC, no 287	
SMC	S 1343, no 2	SMC, no 298	伯印章
SMC		SMC, no 309	院長印章
SMC		SMC, no 313	司教印章
SMC	K 23, no 15(9)	SMC, no 314	俗人印章
St-Leonor de Beaumont	S 1410, no 50	SMC, no 325	院長印章
SMC	S 1427, s.n. (liasse I)	SMC, no 322	俗人印章
St-Nicolas d'Acy		SMC, no 334	?
Gournay		SMC, no 337	
Gournay		SMC, no 338	
Gournay		SMC, no 339	
Gournay	L 877, no 19	SMC, no 340	伯印章
Gournay	S 1417, no 93	SMC, no 341	伯印章
Gournay		SMC, no 342	
Gournay		SMC, no 350	
Gournay		SMC, no 352	
Gournay		SMC, no 353	
Bons-Hommes		SMC, no 358	
SMC, SMP, etc.		SMC, no 365	パリ司教印章
SMC		SMC, no 368	
Ste-Gemme		SMC, no 369	伯印章
Notre-Dame de l'Isle		SMC, no 370	?
St-Leonor		SMC, no 372	伯印章

年代	発給者	類型	主体
1162-49	notice	譲渡	Gundacre de Creil
1163c	Gervais de Champigny	譲渡	Gervais de Champigny
1164-61	Thibaut, prieur SMC	告示	Aubert, prechantre Paris
1164-39	Guillaume Louvel d'Ivry	譲渡	Guillaume Louvel d'Ivry
1166-65	Galeran II, comte de Meuln	確認	Galeran II, comte de Meuln
1166-65	Robert, fils du comte de Meulan	確認	Robert, fils du comte de Meulan
1166c	Gautier, prieur SMC	譲渡	Gautier, prieur SMC
1166c	Gautier, prieur SMC	譲渡	Gautier, prieur SMC
1167-66	Hugues, abbe SGP	紛争調停	Pierre, fils d'Aleau
1167-66	Gui de Montjay	譲渡	Gui de Montjay
1167-66	notice	紛争解決	Aubri de Bouqueval
1167-66	Thibaut, comte de Bloise	紛争調停	Adam de Roinville
1168-	Agathe de Pierrefonds	譲渡	Agathe de Pierrefonds
1168-55	Beatrice de Rochefort	譲渡	Beatrice de Rochefort
1168-67	Gui de Montjay	譲渡	Gui de Montjay
1169-68	Gui de Chatillon (Montjay)	確認	Beatrice de Pierrefonds
1170-69	Agnes, comtesse de Meulan	譲渡	Agnes, comtesse de Meulan
1170-69	Louis VII	告示	Milon Queriel d'Attilly
1170-69c	Agnes, comtesse de Meulan	告示	Anseau de Combault
1170-69c	Agnes, comtesse de Meulan	譲渡	Agnes, comtesse de Meulan
1170c	Guillaume d'Aulnay	確認	Gautier d'Aulnay
1173-72	Gautier, prieur SMC	紛争解決	Adam de Brie
1174c	Bouchard de Montmorency	告示	Froger, chambellan du roi
1175-65	Gautier, prieur SMC	譲渡	Gerard, cementarius
1176-75	Adam de l'Isle	確認, 譲渡	Adam de l'Isle
1176-75	Louis VII	告示	Petronille, femme de Renier
1177-69	Robert, comte de Meulan	確認	Galeran, comte de Meulan
1177-73	Mathieu comte de Beaumont	譲渡	Mathieu comte de Beaumont
1177-73	Mathieu comte de Beaumont	譲渡	Mathieu comte de Beaumont
1177-73	notice	譲渡	Mathieu comte de Beaumont
1178-68	Jean de Coucy	告示	Hugues de la Chapelle
1178-77	Robert, comte de Meulan	確認	Galeran, comte de Meulan
1178-77	Josselin d'Auneau	譲渡	Josselin d'Auneau
1179-78	Ebrard du Puiset	譲渡	Ebrard du Puiset
1180-79	Mathieu, comte de Beaumont	譲渡	Mathieu, comte de Beaumont
1182-81	Henri d'Airaines	譲渡	Henri d'Airaines
1182-81	Gui de Senlis, bouteiller	紛争解決	Gui de Senlis, bouteiller
1183-82	Robert, prieur SMC	紛争解決	Amauri de Gournay
1184-83	Guillaume de Garlande	告示	Louis le Queue

受益者	オリジナル	刊本	印章
St-Nicolas d'Acy		SMC, no 376	司教印章
St-Pierre de Choisy		SMC, no 378	封主の印章
SMC	L 876, no 87	SMC, no 377	
Gournay	S 1417, no 107	SMC, no 379	
Gournay		SMC, no 386	4 印章 (伯.妻,息子?)
Gournay		SMC, no 387	
Pierre de Clacy		SMC, no 388	院長印章
Dreux le Boucher	S 1400, no 28	SMC, no 389	院長印章
SMC		SMC, no 391	院長印章
Gournay	L 877, no 24	SMC, no 393	俗人印章
St-Arnoulf de Crepy		SMC, no 394	教会印章
Robert Pajot	K 24, no 12(5)	SMC, no 395	?
SMC		SMC, no 398	?
SMC	S 1409, no 28; K 23, no 11(4)	SMC, no 397	俗人印章
SMC	K 24, no 15(5)	SMC, no 399	俗人印章
Vieux-Crecy		SMC, no 400	俗人印章
Gournay		SMC, no 402	女伯印章
SMC; St-Arnoul de Marolles	K 25, no 2(2)	SMC, no 405	印章
Gournay	L 877, no 20	SMC, no 403	女伯印章
Gournay	S 1417, no 97	SMC, no 404	女伯印章
Mauregard		SMC, no 407	俗人印章
SMC		SMC, no 414	
SMC	L 875, no 55	SMC, no 424	俗人印章
SMC	S 1369, no 3a	SMC, no 427	院長印章
Notre-Dame de l'Isle		SMC, no 426	俗人印章
SMC		SMC, no 427bis	印章
Gournay	S 1417, no 115	SMC, no 442	伯印章
St-Leonor		SMC, no 436	?
St-Leonor		SMC, no 437	伯印章
St-Leonor	S 1410, no 53	SMC, no 438	伯印章
SMC	L 876, no 57	SMC, no 448	俗人印章
Gournay		SMC, no 443	?
SMC	S 1400, no 25	SMC, no 444	俗人印章
SMC		SMC, no 451	俗人印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 453	伯と女伯の印章
Notre-Dame d'Airaines	S 1410, no 23.	SMC, no 461	俗人印章
St-Nicolas d'Acy	Arch.Oise, H 2579(1)	SMC, no 462	俗人印章
SMC		SMC, no 466	俗人印章
St-Nicolas d'Acy		SMC, no 467	俗人印章

年代	発給者	類型	主体
1185	Gui de Garlande	告示	Raoul de Ferrieres
1185-84	Mathieu, comte de Beaumont	譲渡	Mathieu, comte de Beaumont
1185-84	Robert, comte de Braisne	紛争調停	Guerin d'Amboile
1185-84	Adele, reine	譲渡	Adele, reine
1186-73	notice	譲渡	Robert Le Gras de Tournan
1186-82	notice	譲渡	Amauri de Gournay
1186-82	Amauri de Gournay	譲渡	Anseau de Combault
1186-83	Guillaume de Garlande	譲渡	Guillaume de Garlande
1187-86	Adam de l'Isle	譲渡	Adam de l'Isle
1187-86	Gui de la Roche-Guyon	譲渡	Gui de la Roche-Guyon
1187-86	Guillaume de Garlande	告示	Guillaume Torchard
1187-86	notice	譲渡	Adeleide, comtesse de Beaumont
1188-87	Robert, comte de Braisne	譲渡	Robert, comte de Braisne
1188-87	Roger de Meulan	譲渡	Roger de Meulan
1188-87	notice	譲渡	Hugues Chaperon
1189-88	Adele, reine	告示	Pierre de Limoges
1189-88	notice	譲渡	Elisend de Ferrieres
1190-88	notice	譲渡	Simon de la Glaisiere
1190-89	Mathieu, comte de Beaumont	譲渡	Mathieu, comte de Beaumont
1190-89	Anseau de Pas	告示	Robert
1190, 8/XI	Adeleide de Luzarches	告示	Mathieu de Luzarches
1190, 8/XI	Aleaume du Deluge	譲渡	Aleaume du Deluge
1191-, /VII	Matilde de Garlande	譲渡	Matilde de Garlande
1191-90	Philippe de Beaumont	譲渡	Philippe de Beaumont
1191-90	Guillaume de Garlande	譲渡	Guillaume de Garlande
1191, /VII	Guillaume, archev. Reims	告示	Idoine, veuve de Guillaume de Garlande
1192	Guillaume d'Aulnay	譲渡	Guillaume d'Aulnay
1192c	Mathieu, comte de Beaumont	告示	Philippe de Beaumont
1193, 2/IV-	Mathieu, comte de Beaumont	告示	Philippe de Beaumont
1195, 1/VIII	Eleonor, comtesse de St-Quentin	譲渡	Eleonor, comtesse de St-Quentin
1197-95	notice	譲渡	Jean de Drancy
1197-96	Hugues, comte de St-Pol	紛争解決	Hugues, comte de St-Pol
1198-97	Eleonor, comtesse de St-Quentin	紛争調停	Barthelemy de Lergny
1200-1199	Mathieu, comte de Beaumont	譲渡	Mathieu, comte de Beaumont
1200, /IX	Mathieu, comte de Beaumont	譲渡	Mathieu, comte de Beaumont

受益者	オリジナル	刊本	印章
Gournay	L 877, no 21	SMC, no 481	俗人印章
hospites de St-Leonor		SMC, no 474	伯ほか印章
St-Arnoul de Marolles	S 1421, no 24	SMC, no 475	伯印章
Pierre de Limoges		SMC, no 476	印章
Gournay	S 1417, no 100	SMC, no 482	立会俗人印章
Gournay	S 1417, no 91	SMC, no 483	俗人たち印章
Gournay		SMC, no 484	俗人印章
Gournay	L 977, no 22	SMC, no 485	俗人印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 486	俗人印章
Gournay		SMC, no 487	俗人印章
St-Nicolas d'Acy		SMC, no 488	俗人印章
Gournay	S 1417, no 105	SMC, no 504	教会印章
Gournay	S 1417, no 13	SMC, no 494	伯印章
Gournay	L 877, no 25	SMC, no 495	俗人印章
Gournay	S 1417, no 89	SMC, no 496	
Gournay	S 1417, no 96	SMC, no 498	印章
Gournay	S 1417, no 106	SMC, no 499	立会者印章
Gournay	S 1417, no 30	SMC, no 500	女伯印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 502	伯印章
Pas-en Artois	S 1423, no 34	SMC, no 503	俗人印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 505	俗人印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 506	俗人印章
Gournay		SMC, no 518	俗人印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 511	俗人印章
SMC		SMC, no 515	俗人印章
SMC		SMC, no 517	大司教印章
SMC		SMC, no 528	?
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 512	伯印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 530	伯、俗人印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 537	女伯印章
SMC		SMC, no 553	
Ligny	S 1419, no 57	SMC, no 552	伯印章
SMC		SMC, no 556	女伯印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 565	伯印章
St-Leonor de Beaumont		SMC, no 566	伯印章